

行政書士及び行政書士法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン

1 はじめに

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る考え方

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為への資金供与の手口も複雑化・高度化している。

こうした資金の流れを放置すると、不正な資金が将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に利用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えるおそれがある。

このため、国際社会においては、不正な資金の移転が、国境を越え脆弱な規制や不十分な対策の隙について行われるという認識のもと、金融活動作業部会(FATF)の多国間枠組みを通じて、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策(以下「マネロン対策等」という)の国際基準の策定・履行を協調して行い、世界全体での対策の実効性向上を図っている。

FATF 基準は、犯罪による収益の移転等を防止するため、これに利用されるおそれのある金融機関及び非金融事業者・職業専門家が適正な顧客管理措置を講ずることにより、そのリスクを抑制するとともに、これらの犯罪等が行われた場合における資金トレースを可能とし、当該犯罪の実態解明や検挙に資する仕組みを構築するために、特定の事業者及び職業専門家が行うべき措置を定めている。

以上の国内外の状況を踏まえ、適切にマネロン対策等を講じる必要がある。

② 本ガイドラインの位置付け等

本ガイドラインは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成 19 年法律第 22 号)(以下「犯収法」という。)第2条第2項に列挙する特定事業者のうち、同項第 47 号に規定する行政書士及び行政書士法人(以下「行政書士等」という。)を対象とする。

我が国の行政書士等が、マネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくため、本ガイドラインを踏まえたマネロン対策等への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。

モニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与のリスクの管理態勢に問題があると認められる場合には、犯収法第 15 条及び第 18 条等に基づき、必要に応じ、行政庁(行政書士等が所属する行政書士会を所管する都道府県知事をいう。以下同じ。)において報告徴求や是正命令等の対応を行い、行政書士等の管理態勢の改善を図る。

2 求められる取組み

(ア)取引時確認

(ア)－1 行政書士等の特定業務・特定取引

犯収法別表(第4条関係)中「第2条第2項第47号に掲げる者」の項の規定により、行政書士等が、行政書士法第1条の2、第1条の3若しくは第13条の6に定める行政書士等の業務又はこれらに附随し、若しくは関連する業務のうち、「宅地又は建物の売買に関する行為又は手続」、「会社の設立又は合併に関する行為又は手続」等、若しくは、「現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分」の代理又は代行(以下、「特定受任行為の代理等」という。)を行うこと¹は、特定業務とされ、それらを行うことを内容とする契約の締結は、特定取引とされている。

【参考:行政書士等が行うことが想定される特定受任行為の代理例】

① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続

- ・ 行政書士法第1条の2第1項に基づき売買契約書を作成する場合や、同法第1条の3第1項第3号に基づいて売買契約書を代理作成する場合

② 会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続

ア) 次の業務で定款又は議事録を作成し、手続を行う場合

➤ 株式会社

- ・ 設立、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、定款の変更、取締役若しくは執行役の選任又は代表取締役若しくは代表執行役の選定

➤ 持分会社

- ・ 設立、組織変更、合併又は合同会社の会社分割、定款の変更、業務執行社員又は代表社員の選任

イ) 「会社以外の法人、組合又は信託であつて政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続」

➤ 「会社以外の法人、組合又は信託」

- ・ 特定非営利活動法人、特定目的会社、一般社団法人、一般財団法人、民法組合、匿名組合、有限責任事業組合等(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号。以下「施行令」という。)第8条第3項)

➤ 「政令で定める行為又は手続」

- ・ 設立、定款・規約の変更、執行役員・理事・取締役の選任、組合契約の締結又は変更等(施行令第8条第4項)

③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

- ・ 公正証書遺言書等の作成に関連して遺言執行者(民法第1006条)に就き財産管理を行う場合
- ・ 任意後見契約に関する法律第2条第1号に規定する任意後見契約の契約書の作成に関連して任意後見人に就き財産管理を行う場合

¹ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第8条第1項において、①租税の納付、②罰金、科料、追徴に係る金銭又は保釈に係る保証金の納付、③過料の納付、④成年後見人、保険業法第242条第2項又は第4項の規定により選任される保険管理人その他法律の規定により人又は法人のために当該人又は法人の財産の管理又は処分を行う者として裁判所又は主務官庁により選任される者がその職務として行う当該人又は法人の財産の管理又は処分は特定業務から除外されている。

その上で行政書士等が特定取引を行う場合は、本人確認等の取引時確認((ア)－2～(ア)－4)が義務づけられている(犯収法第4条)。

(ア)－2 特定事項等の確認

行政書士等は、犯収法第4条第1項により、以下の事項を確認することが求められる。

依頼者が自然人の場合	依頼者が会社又は団体等の場合
本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)	本人特定事項(名称及び本店又は主たる事務所の所在場所)
依頼の目的	依頼の目的
職業	事業の内容
	実質的支配者の本人特定事項

依頼者の本人特定事項等の確認は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号)」(以下「規則」という。)第6条(顧客等の本人特定事項の確認方法)、第9条(取引を行う目的の確認方法)、第10条(職業及び事業の内容の確認方法)及び第11条(実質的支配者の確認方法等)に掲げる方法によることが求められる。

また、依頼の目的や職業・事業の内容、実質的支配者の本人特定事項の確認については、当該依頼者から申告を受ける方法その他行政書士等がこれらの事項を判断するに足りる相当な方法によることが求められる。例えば、事業の内容に関しては、定款や登記事項証明書等が考えられる。

(ア)－3 実質的支配者の確認

実質的支配者とは、会社又は団体等の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者をいう(犯収法第4条第1項第4号)。行政書士等が会社又は団体等からの依頼を受けるに当たっては、実質的支配者の本人特定事項の確認が求められる(同号)。

実質的支配者は、規則第11条第2項に規定する以下の者が該当するものとされており、行政書士等において適切に判断する。

- ① 株式会社、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項)その他のその法人の議決権が当該議決権に係る株式の保有数又は当該株式の総数に対する当該株式の保有数の割合に応じて与えられる法人(以下、「資本多数決法人」という。)のうち、その議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有している自然人
- ② ①以外の資本多数決法人のうち、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- ③ 資本多数決法人以外の法人のうち、当該法人の事業から生ずる収益又は当該事業に係る財産の総額の4分の1を超える収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有していると認められる自然人又は出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人
- ④ ①～③の自然人が存在しない法人においては、当該法人を代表し、その業務を執行

する自然人

行政書士等が実質的支配者を判断するに際し用いる資料としては、例えば、以下が考えられる。

- ・ 株主名簿
- ・ 有価証券報告書
- ・ 法人税確定申告書の別表
- ・ 公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告制度
- ・ 実質的支配者リスト制度

あらゆる会社又は団体等に対して、実質的支配者の判断において一律に上記の資料を用いることが求められる趣旨ではなく、依頼者のリスクに応じた対応が求められる。なお、依頼者が上場会社である場合、当該依頼者の本人特定事項等の確認を要しないため（この場合でも、行政書士等に対して現に依頼行為を行っている自然人の依頼権限の確認は求められる。）、実質的支配者の本人特定事項の確認も不要となる（犯収法第4条第5項、施行令第14条）。

（ア）－4 ハイリスク取引の場合の確認

行政書士等は、資産管理行為等又は取引等を行うに際して、以下に該当する場合には、厳格な本人特定事項等の確認が求められる（犯収法第4条第2項、施行令第12条第3項）。

- ・ 取引の相手方になりすましの疑いがある場合
- ・ 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある場合
- ・ 依頼者が外国 PEPs（施行令第12条第3項各号及び規則第15条各号に規定する外国の元首又は外国の政府、中央銀行等の機関において重要な地位を占める者やその親族など）である場合
- ・ マネロン等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国²等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの

上記に該当する場合、行政書士等は、（ア）－2及び（ア）－3に掲げる通常の本人特定事項等の確認に加え、関連取引時確認を行った際に採った当該事項の確認の方法とは異なる方法により行うことが求められる（犯収法第4条第2項後段）。

さらに、依頼者の資産及び収入の状況の確認を行うことも求められる。資産及び収入の状況の確認は、当該依頼者から申告を受ける方法その他行政書士等がこれらの事項を判断するに足りる相当な方法によることが求められる。判断に際し用いる資料としては、例えば以下の資料が考えられる（規則第14条第4項）。

依頼者が自然人の場合	依頼者が会社又は団体等の場合
源泉徴収票 確定申告書 預貯金通帳	貸借対照表 損益計算書

² 施行令第12条第2項各号に掲げる国又は地域をいう。

(イ) 確認記録及び取引記録の作成義務等

取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない(犯収法第6条、規則第20条・第21条)。また、特定取引を行った場合には、少額の特定取引を除き、直ちに、取引記録を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない(犯収法第7条第2項及び第3項、施行令第15条第2項、規則第22条～第24条)。

保存する確認記録や取引記録は、自らの顧客管理の状況や結果等を示すものであるほか、同一の依頼者から再度の依頼があった場合や依頼を受けた後に犯罪収益の移転に関わる依頼であったことが疑われた場合に過去の確認状況や取引を振り返ること等により、当局への必要なデータの提出や、疑わしい取引の届出の要否の判断等にも必須の情報である。

(ウ) 取引確認等を的確に行うための措置

行政書士等は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための措置を講ずるよう努めることが求められる(犯収法第11条、規則第32条)。

① 取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客等の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、行政書士等は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講ずることとされている。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客等が行政書士等にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要がある。

② 使用人に対する教育訓練の実施

行政書士等の使用人等が、犯収法に定める措置を的確に実施できるようにするため、行政書士等は、

- 実際に顧客等と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する
 - 犯収法の遵守状況を監査する機能を強化する
 - 取引を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成する
- などの措置を講ずる必要がある。

③ 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、行政書士等は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成する必要がある。

④ リスク評価、情報収集、記録の精査

行政書士等は自らが行う取引を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが考えられる。

⑤ 統括管理者の選任

行政書士等内部において、教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、

取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行うため、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが求められる。

⑥ リスクの高い取引を行う際の対応

行政書士等が外国PEPsとの取引や通常でない取引等のリスクの高い取引を行う際には、統括管理者の承認を得ることが考えられる。また、行政書士等は、リスクの高い取引を行うに当たって行われる情報の収集、整理及び分析の結果を书面化し、これを確認記録や取引記録等とともに保存する必要がある。

⑦ 必要な能力を有する職員の採用

行政書士等は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる必要がある。

⑧ 取引時確認等に係る監査の実施

行政書士等は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な内部監査の実施を行う必要がある。

(エ) 疑わしい取引の届出³

令和4年12月に公布された改正犯収法により、行政書士等は、特定受任行為の代理等について、

- ・ 当該特定受任行為の代理等において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合

又は、

- ・ 顧客等が特定業務に係る取引に関し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第10条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成3年法律第94号)第6条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合

には、速やかに、疑わしい取引の届出を行政庁に行うこととされた(犯収法第8条第2項)。

行政庁に届けられた疑わしい取引は、警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室(JAFIC: Japan Financial Intelligence Center)に集約され、JAFICでは、これらを整理・分析して、都道府県警察、検察庁等の捜査機関等へ提供すべき疑わしい取引に関する情報を選定し、提供される。

疑わしい取引に関する情報の提供を受けた捜査機関等は、マネー・ローンダリング事犯若しくはその前提犯罪に係る捜査又は犯則事件の調査に活用し、また、疑わしい取引に関する情報のうち、外国との取引に関する情報等は、必要に応じて国家公安委員会・警察庁から外国FIU(Financial Intelligence Unit: 資金情報機関)にも提供され、国際的な犯罪による収益の移転状況の解明等に役立てられる。

³ 届出方法等は警察庁 HP を参照 (<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/todotop.htm>)

疑わしい取引の届出を行わなければならない場合については、特定受任行為の代理等そのものにおいて收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合でなくとも、その準備・関連行為と捉えられるもの(いわゆる顧問契約等)において收受した財産が犯罪による収益であると認められる場合も含まれ得る。

① 疑わしい取引の届出の方法等

疑わしい取引の届出をしようとする行政書士等は速やかに、規則別記様式第1号～第3号の届出書を行政庁に提出しなければならない(施行令第16条、規則第25条)。

② 守秘義務を踏まえた届出義務の実施

行政書士等については、行政書士業務が依頼者の権利義務と密接な関係を持ち、依頼を受けた事件に関連し個人の秘密を知る場合が多いことから、行政書士法第12条において秘密を守る義務が定められているが、依頼者が安心して真実を話すことができるよう、守秘義務に配慮し、疑わしい取引の届出義務を課すこととし、同条が定める守秘義務に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、届出義務が免除される旨の規定が設けられている(犯収法第8条第2項ただし書)。

疑わしい取引の届出義務と行政書士等の守秘義務の優劣関係については、①届出が行われないことによる不利益(公共の福祉の侵害)と、②届出を行うことによる不利益(秘密を明らかにすることによる信頼関係の喪失)との比較衡量によって個別具体的に判断されるべきものである。

(オ)疑わしい取引の参考事例

以下の事例は、行政書士等が犯収法第8条第2項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引として、類型を例示したものである。

個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、依頼者の属性、依頼行為の状況その他行政書士等の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に更新しながら総合的に勘案して行政書士等において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、行政書士等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではないこと。

一方、これら事例に該当しない取引であっても、行政書士等が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があること。

なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

【参考:行政書士等に係る疑わしい取引の参考事例】

1. 現金の使用形態等に着目した参考事例

- (1) 売買契約書の作成代理を行った契約において、その売買契約における支払いが多額の現金により行われている。
- (2) 短時間のうちに複数の契約や出資等を繰り返しており、支払総額が多額になっている。

- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の契約を行っている。
- (4) 行政書士等の管理する口座を通じて支払いを行うよう求めてくる。

2. 真の契約者を隠匿している可能性に着目した参考事例

- (1) 顧客が契約書等への自己の名前の記入や、本人確認書類の提示等を拒否している。
- (2) 本人確認の際に顧客が提示した身分証明書等が偽造である疑いがある。
- (3) 売買契約の締結等が、架空名義又は借名で行われた疑いがある。
- (4) 複数の作成書類に異なる名前を使用した。
- (5) 実体がない疑いが生じた法人の関係者が取引に関わっている。
- (6) 当該業務と関係のない場所に書類の送付を希望している。

3. 取引の特異性(不自然さ)に着目した参考事例

- (1) 同一人物が、短期間のうちに多数の宅地又は建物を売買しようとしている。
- (2) 宅地又は建物の購入後、短期間のうちに当該物件を売却しようとしている。
- (3) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとしている。(たとえば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合等)
- (4) 具体的な活動の見通しが法人を設立しようとしている。

4. その他の参考事例

- (1) 顧客より「疑わしい取引の届出」を行わないよう依頼又は強要を受け、極めて高額報酬等により買収を持ちかけられた。
- (2) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引である。
- (3) 知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引である。
- (4) 公的機関など、外部機関から犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引である。

(カ) 外為法及び財産凍結法上の義務

平成 13 年 9 月の米国における同時多発テロ事件の発生や、核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者やテロリスト等、大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「遅滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。我が国では、当該安保理決議の要請等に基づき、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号)に基づいてタリバーン関係者やテロリスト等に対し、資金その他資産の使用・資金の流れを防止するための資産凍結措置を実施している。

資産凍結義務は事業者や職業専門家を含めた何人にも課されている義務であり、行政書士等においても、個々の依頼者のほか、取引の内容等にも着目し、各規制に該当しないことを確認するために、下記の対応をとることが求められる。

- ・ 取引の内容について最新の制裁リストと照合するなど、的確な運用を図ること
- ・ 制裁対象者が新たに指定された際には、遅滞なく、依頼者に係る情報と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守

3 リスクベース・アプローチ

① リスクベース・アプローチの意義

マネロン・テロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、ICT 技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。そのため、財産等の移転の手法や態様の変化に応じ、マネロン対策等は、不断に高度化を図っていく必要がある。

行政書士等においては、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。

FATF は、マネロン対策等のために各国が採るべき対策の基準として 40 の勧告を策定しているが、第1の勧告として、限られた資源を有効に活用してマネロン等を効果的に防止する観点から、マネロン等のリスクを評価した上で、当該リスクに応じた措置を講じるリスクベース・アプローチの考え方を採用している。

マネロン対策等におけるリスクベース・アプローチとは、行政書士等が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。

② リスクの特定・評価・低減

リスクベース・アプローチにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。

(ア) リスクの特定

リスクの特定は、自らが受任する行為や依頼者の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。

なお、検証に際しては、国によるリスク評価(犯収法で定める「犯罪収益移転危険度調査書」⁴⁾の結果を踏まえる必要があるほか、日本行政書士会連合会・単位会等が行う分析等についても適切に勘案する必要がある。

さらに、こうした分析等は、複数の行政書士等に共通して当てはまる事項を記載したものであることが一般的であり、各行政書士等においては、これらを参照するにとどまらず、自らの業務の特性とそれに伴うリスクを包括的かつ具体的に想定して、直面するリスクを特定しておく必要がある。

⁴ 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」(根拠:犯収法第3条第3項)

【対応が求められる事項】

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが受任する行為や依頼者の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること
- ③ 依頼に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、直接・間接の関係性を検証し、リスクを把握すること
- ④ 新たな技術を活用する行為その他の新たな態様による行為を代理する場合には、当該受任行為の代理の実行前に、当該取引に係るマネロン・テロ資金供与リスクについて専門家の意見を聞くよう努めること

【参考：マネー・ローンダリングに悪用された主な取引等】

年	悪用された取引	内国為替取引※1	現金取引	預金取引	クレジットカード	前払式支払手段※2・3	暗号資産	法人格	外国との取引(外国為替等)	資金移動サービス	宝石・貴金属	法律・会計専門家	外貨両替	金融商品	金融商品	合計
令和2		110	120	96	20	11	32	14	16	1	2	1	1	0	0	424
令和3		208	72	40	40	21	9	16	9	9	2	1	1	2	0	430
令和4		266	105	24	55	39	16	6	7	10	1	1	0	0	2	530
合計		584	297	160	115	71	57	36	32	20	5	3	2	2	2	1,384

出典：犯罪収益移転危険度調査書 P30(国家公安委員会・令和5年12月)

※1預金取扱金融機関を利用した国内送金

※2令和5年度調査書から、電子マネーの名称を前払式支払手段に変更

※3令和2年及び3年の前払い式支払手段の数値は、電子マネーの内前払式支払手段に該当した取引を計上

(イ) リスクの評価

リスクの評価は、前記(ア)において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクの自らへの影響度等の評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映したものである必要がある。

【対応が求められる事項】

- ① リスク評価の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(ア)リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること
- ② 上記①の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等の分析等を考慮する

こと

- ③ リスク評価の結果を分析し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること
- ④ 定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン対策等に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

(ウ) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを低減させるための措置は、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性を決定付けるものである。

リスクベース・アプローチにおいては、前記(ア)、(イ)で特定・評価されたリスクを前提としながら、実際の顧客の依頼者・依頼行為の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断した上で、当該措置を実施することとなる。⁵

リスク低減措置は、個々の依頼者やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。

いずれにせよ、リスク低減措置の具体的内容は、自らが直面するリスクに応じて、行政書士等において依頼者や受任行為ごとに個別具体的に検討・実施されるべきものであり、行政書士等においては、本ガイドラインに記載された事項のほか、日本行政書士会連合会・単位会等を通じて共有される事例や監督当局からの情報等も参照しつつ、自らのリスクに見合った低減措置を工夫していくことが考えられる。

【対応が求められる事項】

- ① 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の依頼者・依頼行為の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること
- ② 個々の依頼者や依頼行為のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること
- ③ 本ガイドライン記載事項のほか、日本行政書士会連合会・単位会等を通じて共有される事例や監督当局からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること

⁵ リスク低減措置のうち、特に個々の依頼者に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の依頼者の情報や当該依頼者が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいては、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス)と呼ぶ。

【参考:リスクが低い取引の要因】

	危険度を低下させる要因	左記要因が危険度を低下させると考えられる理由
①	資金の原資が明らか	資金の原資の性質や帰属元が明らかな取引は、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
②	顧客等が国又は地方公共団体	国又は地方公共団体を顧客等とする取引は、国の職員等により、法令上の権限や内部管理体制等の下で行われるため、取引の過程・内容に関して透明性が高く、資金の出所又は使途先が明らかであることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
③	法令等により顧客等が限定されている	法令等により取引を行うことができる顧客等が限定されている取引は、マネー・ローンダリング等を企図する者が取引に参加することが難しいことから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
④	取引の過程において法令により国等の監督が行われている	取引を行うに際して、国等への届出や国等による承認となる取引は、国等による監督が行われることから、マネー・ローンダリング等に悪用することが困難であるため
⑤	会社等の事業実態を偽装することが困難	法人等のために、事業上の住所や設備、通信手段、管理上の住所等を提供するサービスは、事業の信用、業務規模等に関して架空の、又は誇張された外観を作出することができるため、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるものの、当該サービスのうち、会社等の事業実態を偽装することが困難なものは、マネー・ローンダリング等に悪用することも困難であるため
⑥	蓄財性がない、又は低い	蓄財性がない、又は低い商品・サービスへの犯罪収益の投資は、マネー・ローンダリング等には非効率的であるため
⑦	取引金額が規制の敷居値を下回る	取引金額が規制の敷居値を下回る取引は、マネー・ローンダリング等の観点から非効率であるため
⑧	顧客等の本人性を確認する手段が法令等により担保されている	法令等により顧客等の本人性が確認されている取引及び業法等により国からの認可等を受けている者を顧客とする取引は、顧客等の本人性が明らかであることから、資金に関する事後追跡の可能性が担保されているため

出典:犯罪収益移転危険度調査書 P140(国家公安委員会・2022年12月)

(ii) 顧客管理(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)

前記のとおり、リスク低減措置のうち、特に個々の依頼者に着目し、自らが特定・評価したリスクを前提として、個々の依頼者の情報や当該依頼者が行う依頼の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らして、講ずべき低減措置を判断・実施する一連の流れを、本ガイドラインにおいては、「顧客管理」(カスタマー・デュー・ディリジェンス:CDD)と呼んでおり、これはリスク低減措置の中核的な項目である。

行政書士等が依頼者と取引を行うに当たっては、当該依頼者がどのような人物・団体で、団体の実質的支配者は誰か、どのような依頼目的を有しているか、資金の流れはどうなっている

かなど、依頼者に係る基本的な情報を適切に調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠である。

顧客管理の一連の流れは、受任行為の開始時、継続時、終了時の各段階に便宜的に区分することができるが、それぞれの段階において、個々の依頼者や依頼行為のリスクの大きさに応じて調査し、講ずべき低減措置を的確に判断・実施する必要がある。

行政書士等においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての依頼者についてリスク評価を実施するとともに、自らが、マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した依頼者については、いわゆる外国PEPsや特定国等に係る依頼者も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理(Enhanced Due Diligence: EDD)を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理(Simplified Due Diligence: SDD)を行うなど、依頼の円滑な受任に配慮することが求められる。

【対応が求められる事項】

- ① 自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる依頼者・受任行為とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、依頼者の受入れに関する方針を定めること
- ② 前記①の依頼者の受入れに関する方針の策定に当たっては、依頼者及びその実質的支配者の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、依頼行為の内容等、依頼者に関する様々な情報を勘案すること
- ③ 依頼者及びその実質的支配者の本人特定事項を含む本人確認事項、依頼行為の目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと
- ④ 依頼者及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること
- ⑤ 信頼性の高いデータベースを導入するなど、行政書士等の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い依頼者を的確に検知する枠組みを構築すること
- ⑥ 依頼行為の内容、国・地域、依頼者の属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与リスクの評価の結果(前記(イ)で行うリスク評価)を踏まえて、全ての依頼者についてリスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を依頼者のリスク評価に応じて判断すること
- ⑦ マネロン・テロ資金供与リスクが高いと判断した依頼者については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理(EDD)を実施すること
 - イ) 資産・収入の状況、依頼の目的、職業・地位、資金源等について、リスクに応じ追加的な情報を入手すること
 - ロ) 当該依頼者との依頼行為の実施等につき、上級管理職の承認を得ること
 - ハ) リスクに応じて、当該依頼者が依頼する行為に係る敷居値の厳格化等の取引モニタリングの強化や、定期的な依頼者情報の調査頻度の増加等を図ること
- ニ) 当該依頼者と属性等が類似する他の依頼者につき、依頼者に係るリスク評価の厳格化等が必要でないか検討すること
- ⑧ 依頼者の事業内容、所在地等が依頼目的、依頼の内容等に照らして合理的ではないなどのリスクが高い依頼等について、依頼行為の開始前又は多額の資金に絡む行為の依頼等に際し、事業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること

- ⑨ マネロン・テロ資金供与リスクが低いと判断した依頼者については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該依頼者が行う依頼のモニタリングに係る敷居値を上げたり、依頼者情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理(SDD)を行うなど、依頼の円滑な受任に配慮すること⁶⁷
- ⑩ 以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること
 - イ) 依頼類型や依頼者の属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること
 - ロ) 各依頼者に実施されている調査の範囲・手法等が、依頼行為の内容や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
 - ハ) 各依頼者のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な依頼者の情報の確認に加え、定期的な確認に関しても、確認の頻度を依頼者のリスクに応じて異にすること
 - ニ) 継続的な顧客管理により確認した依頼者情報等を踏まえ、依頼者に対するリスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した依頼者リスク評価を適切に反映すること
- ⑪ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した依頼者・依頼行為等については、依頼を受任することの謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること。その際、マネロン対策等の名目で合理的な理由なく謝絶等を行わないこと

【対応が期待される事項】

- ・ 団体である依頼者についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスクを勘案すること

4 当局によるモニタリング等

上述のとおり、監督当局としては、本ガイドラインを踏まえた行政書士等におけるマネロン対策等の取組み状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を行政書士等と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。

こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン・テロ資金供与に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、業界全体を俯瞰した上で、行政書士等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。

監督当局は、リスクの特定・評価の際に、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な依頼の形態、国・地域、依頼者の属性等を勘案したフォワード・ルッキング

⁶ この場合にあっても、行政書士等 が我が国及び当該依頼行為に適用される国・地域の法規制等を遵守することは、もとより当然である。

⁷ FATF 等においては、少額・日常的な個人取引を、厳格な顧客管理を要しない取引の一例として挙げている。

なモニタリングを行っていく。

前記のようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。監督当局としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等を必要に応じて行政書士等より提出を受けたり、各行政書士等の内部管理体制に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によりリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。

- ✓ 疑わしい取引の届出件数(国・地域別、顧客属性別等の内訳)
- ✓ 内部監査や研修等(関係する資格の取得状況を含む。)の実施状況
- ✓ 特定事業者作成書面等
- ✓ 行政書士法人におけるマネロン・テロ資金供与リスク管理についての統括管理者への報告や検討の状況

これらの情報は、行政書士等がリスクベース・アプローチにおけるリスクの特定・評価等を行う際にも有用であり、行政書士等においては、これらの情報その他自らのリスク分析に必要な情報を蓄積・整理した上で、自らのリスクベース・アプローチの実効性向上のために活用することが期待される。

また、前記モニタリングの過程で見られた事例について、我が国行政書士等のマネロン・テロ資金供与対策等の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、監督当局として、積極的に行政書士等との共有を図っていく。

なお、犯収法第3条第3項では、国家公安委員会において、我が国における犯罪収益移転の危険性等について、犯罪収益移転危険度調査書を公表することとされている。行政書士等の監督当局として、当該調査書も踏まえて、行政書士等に対するリスクベース・アプローチに基づくモニタリングを適時に実施する。

5 官民連携・関係当局との連携等

高まりをみせるマネロン・テロ資金供与リスクに対して、我が国行政書士等の事業環境全体の健全性を維持するためには、個別の行政書士等における対応のみならず、関係当局、日本行政書士会連合会・単位会等が連携・協働して対応を進めていく必要がある。

特に、時々変化するマネロン・テロ資金供与の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取り組み等についての情報収集が重要となるが、個別の行政書士等において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。

こうした観点から、監督当局としては、従前以上に日本行政書士会連合会・単位会や、関係省庁との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、行政書士等と共有を図っていく。また、日本行政書士会連合会・単位会等と連携しながら、個別行政書士等とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン対策等に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。

また、日本行政書士会連合会・単位会等においては、業界の特性を踏まえながら、行政書士等に対して、マネロン・テロ資金供与に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例等についての情報提供を行うほか、行政書士等のマネロン対策等の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが求められる。

さらに、こうしたマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、前記

のような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィルタリング等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組みを、その有効性を高めつつ促進していくことも重要である。

他方、監督当局としても、官民双方の円滑なコミュニケーションを更に促進する観点から、日本行政書士会連合会・単位会や個別行政書士等からの意見等を踏まえて、モニタリングやアウトリーチ等のあり方についても、継続的に見直していく。

さらに、こうした我が国監督当局の取組みは、国内における関係省庁との連携の下、有効に行われる必要がある。

監督当局としては、このように、日本行政書士会連合会・単位会、個別行政書士等、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実行的なマネロン対策等を確保するための施策を講じていく。

(以上)